



鳥取県公報

令和2年11月10日(火)
第9250号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 告 示	課税免除に関する届出書及び不均一課税適用申請書の一部改正 (593) (税務課) 2
	土地改良区の解散 (594) (農地・水保全課) 5
	漁業災害補償法による共済契約の締結の申込みに係る同意についての適否の決定 (595) (水産課) 5
	砂利採取法による採取計画の認可の公表 (596) (鳥取県土整備事務所) 5
	指定障害児通所支援事業者の指定 (597) (西部総合事務所福祉保健局) 5
	指定障害福祉サービス事業者の指定 (598) (〃) 6
	指定代理納付者の指定 (599) (会計指導課) 6
◇ 調達公告	一般競争入札の実施 (教育委員会事務局教育環境課) 6

告 示

鳥取県告示第593号

平成12年鳥取県告示第455号（課税免除に関する届出書及び不均一課税適用申請書について）の一部を次のように改正する。

令和2年11月10日

鳥取県知事 平 井 伸 治

第1条 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>特定地域等の振興を促進するための県税の課税の特例に関する条例（平成12年鳥取県条例第61号）第7条第1項から第4項までに規定する課税免除に関する届出書並びに第8条第1項から第3項までに規定する不均一課税適用申請書の様式を次のように定める。</p> <p>様式第2号の2</p> <p style="text-align: right;">（表面） 略 （裏面）</p> <p>備考</p> <p>1 略</p> <p>2 この届出書には、次の書類を添付してください。 （1）・（2） 略 （3） 地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第25条の規定に基づく確認書の写し （4）～（15） 略</p>	<p>特定地域等の振興を促進するための県税の課税の特例に関する条例（平成12年鳥取県条例第61号）第7条第1項から第3項までに規定する課税免除に関する届出書並びに第8条第1項から第3項までに規定する不均一課税適用申請書の様式を次のように定める。</p> <p>様式第2号の2</p> <p style="text-align: right;">（表面） 略 （裏面）</p> <p>備考</p> <p>1 略</p> <p>2 この届出書には、次の書類を添付してください。 （1）・（2） 略 （3） 地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第24条の規定に基づく確認書の写し （4）～（15） 略</p>

第2条 様式第2号の2の次に次の1様式を加える。

様式第2号の3

（表面）

地方活力向上地域における県税の課税免除に関する届出書

職 氏 名 様

年 月 日

住所

法人にあっては、主たる
事務所の所在地

氏名

法人にあっては、名称及
び代表者の氏名

特定地域等の振興を促進するための県税の課税の特例に関する条例第7条第4項の規定に基づき、次のとおり届け出ます。

申	<p>住 所</p> <p style="border: 1px solid black; padding: 2px;">法人にあっては、主たる 事務所の所在地</p>
---	--

請 者	氏 名 〔法人にあつては、名称〕 及び代表者の氏名			
	資 本 金 の 額			
	事 業 年 度 又 は 年	年 月 日 から 年 月 日 まで		
	県 内 の 事 務 所 等	所 在 地 名 称 この届出に係る 担当者の職氏名	(電話)	
新 増 設 施 設	所 在 地			
	施 設 の 名 称			
	事業の用に供した日の 属する事業年度又は年	年 月 日 から 年 月 日 まで		
取 得 日 等	敷 地 の 取 得 日	年 月 日		取得価額 (千円)
	施 設 の 着 工 日	年 月 日	土 地	千円
	施 設 の 完 成 日	年 月 日	建物及びその附属設備	千円
	事 業 供 用 開 始 日	年 月 日	機 械 及 び 装 置	千円
	所 管 税 務 署	税務署	構 築 物	千円
	青色申告書提出の有無	有 無	その他の減価償却資産	千円
			計	千円
雇 用 者 数		集中地域にある事務所 の従業員数	集中地域以外の地域に ある事業所の従業員数	特定業務施設におい て常時雇用する従業 員数
	認 定 時	人	人	人
	申 請 時	人	人	人
	増 減	人	人	人

(裏面)

備考

- 1 この申請書は、原則として、個人にあつては新增設した施設等を事業の用に供することとなった日の属する年の翌年3月15日までに、法人にあつては新增設した施設等を事業の用に供することとなった日の属する事業年度に係る法人事業税申告納付期間の末日までに提出してください。
- 2 この申請書には、次の書類を添付してください。
 - (1) 特定業務施設等の明細書 (別紙)
 - (2) 地方活力向上地域特定業務施設整備計画及び認定通知書の写し
 - (3) 地方活力向上地域特定業務施設整備計画に関する実施状況報告書の写し
 - (4) 事務所、事業所の平面見取図 (土地及び建物の配置が明確なもの)
 - (5) 事業の概要
 - (6) 課税免除を受けようとする土地及び建物の詳細な平面図
 - (7) 土地、建物の登記事項証明書 (不動産登記法 (平成16年法律第123号) 第14条に規定する地図又は地図に準ずる書面の写しを含む。)
 - (8) 土地売買契約書及びその代金領収書の写し
 - (9) 建築確認申請書の写し
 - (10) 建築請負契約書の写し
 - (11) 建物の引渡書の写し

- (12) 損益計算書
- (13) 法人税確定申告書の写し（個人の場合は、所得税確定申告書の写し）
- (14) 減価償却資産の償却額の計算に関する明細書（法人税法施行規則別表16(1)又は(2)）及び償却明細書の写し（個人の場合は、これらに準ずる書類）
- (15) 増加雇用者の実績を明らかにする関係書類
- (16) その他必要と認められる関係書類

別紙

特 定 業 務 施 設 等 の 明 細 書

(1) 土地

土地の所在地	旧所有者	取得方法	取得年月日	地目	面積 (㎡) A	Aの取得価額 (千円)	Aのうち建物等の敷地となった面積 (㎡) B	Bの土地の上の建物の建設着手年月日	Aの登記年月日
			・					・	・
			・					・	・
			・					・	・
			・					・	・
			・					・	・
			・					・	・
合計									

(2) 建物及びその附属設備

建物等の名称	構造	用途	延床面積 (㎡)	取得年月日	取得価額 (千円)	取得の方法	耐用年数 (年)	減価償却開始年月日	特別償却の有無
				・				・	・
				・				・	・
				・				・	・
				・				・	・
				・				・	・
合計									

(3) 減価償却資産

名称	数量	取得価額 (千円)	取得年月日	耐用年数 (年)	取得の方法	減価償却開始年月日	特別償却の有無	備考
			・			・		
			・			・		
			・			・		
			・			・		
			・			・		
合計								

備考

- 1 (2)及び(3)については、所得税法施行令第6条第1号から第7号まで又は法人税法施行令第13条第1号から第7号までに掲げる固定資産について記載すること。
- 2 「構造」、「用途」及び「耐用年数」の欄は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令別表第1の構造又は用途の欄、細目の欄及び耐用年数の欄に掲げる区分に従って記載すること。

附 則

この告示は、令和2年11月10日から施行する。

鳥取県告示第594号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第67条第1項第1号に掲げる事由により、本高土地改良区が解散したので、同条第3項の規定により告示する。

令和2年11月10日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県告示第595号

漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）第108条第5項において準用する同法第105条の2第3項の規定に基づき発起人から届出のあった次の加入区及び漁業の区分に係る共済契約の締結の申込みに係る同意については、審査した結果同法第108条第2項に規定する要件に適合すると認めたので、同条第5項において準用する同法第105条の2第4項の規定により告示する。

令和2年11月10日

鳥取県知事 平 井 伸 治

加入区	漁業の区分
鳥取淀江加入区	漁業災害補償法第104条第2号に掲げる漁業

鳥取県告示第596号

砂利採取法（昭和43年法律第74号）第16条の規定に基づき、採取計画の認可をしたので、鳥取県砂利採取条例（平成15年鳥取県条例第73号）第11条の規定により次のとおり公表する。

令和2年11月10日

鳥取県鳥取県土整備事務所長 福 政 孝 啓

名称及び代表者の氏名	主たる事務所の所在地	認可の内容			認可年月日
		砂利採取場の所在地及び面積	採取をする砂利の種類及び数量	採取の期間	
有限会社相互商事 代表取締役 千馬 幹男	鳥取市湖山町北三丁目468	鳥取市伏野字中ノ茶屋裏2597-1外2筆 (7,947.66平方メートル)	砂（19,417.22立方メートル）	令和2年10月30日から令和3年10月29日まで	令和2年10月30日

鳥取県告示第597号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項の規定に基づき、指定障害児通所支援事業者を指定したので、同法第21条の5の25の規定により次のとおり告示する。

令和2年11月10日

鳥取県西部総合事務所長 吉 村 文 宏

名称	主たる事務所の所在地	指定に係る障害児通所支援事業を行う事業所の名称	指定に係る障害児通所支援事業を行う事業所の所在地	障害児通所支援事業の種類	指定年月日
特定非営利活動法人発達障がい親の会	米子市米原九丁目11-12	チェリーズ米子錦町教室	米子市錦町一丁目75	保育所等訪問支援	令和2年11月1日

CHERRY				
--------	--	--	--	--

鳥取県告示第598号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定に基づき、指定障害福祉サービス事業者を指定したので、同法第51条の規定により次のとおり告示する。

令和2年11月10日

鳥取県西部総合事務所長 吉 村 文 宏

名 称	主たる事務所の所在地	指定に係る障害福祉サービス事業を行う事業所の名称	指定に係る障害福祉サービス事業を行う事業所の所在地	障害福祉サービスの種類	指定年月日
社会医療法人 仁厚会	倉吉市山根43	ル・サンテリオンよ どえ	米子市淀江町佐陀 2169	短期入所	令和2年11 月1日
〃	〃	ル・サンテリオンよ どえユニット型	〃	〃	〃
NPO法人サ ポートイルカ	米子市新山1	NPO法人サポート イルカ	米子市新山1	自立訓練（生活訓 練）	〃

鳥取県告示第599号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2第6項前段の規定に基づき、指定代理納付者を次のとおり指定したので、鳥取県会計規則（昭和39年鳥取県規則第11号）第25条の2の規定により告示する。

令和2年11月10日

鳥取県知事 平 井 伸 治

指定代理納付者の名称	指定代理納付者の主たる事務所の所在地	指定代理納付者に納付させる歳入	歳入を納付させる期間
P a y P a y株式会社	東京都千代田区紀尾井町 1-3	インターネットを利用して納 付するふるさと納税に係る寄 附金	令和2年11月2日から令和 3年3月31日まで

調 達 公 告

一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の6第1項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和2年11月10日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 調達内容

(1) 借入物品の名称

鳥取県立鳥取商業高等学校情報処理室 I 他 3 室パソコン等 一式

(2) 借入物品の仕様及び数量

入札説明書による。

(3) 借入期間

令和3年4月1日から令和8年3月31日まで

(4) 納入期限

令和3年3月31日（水）

なお、納入期限までに設置作業、初期設定等を完了し、使用可能な状態とすること。

(5) 納入場所

入札説明書による。

(6) 入札書の記載方法等

入札書に記載する金額は、契約申込金額（課税事業者にあつては、消費税及び地方消費税の額を含めた金額）とする。併せて、内訳に消費税及び地方消費税の額を記載すること。

また、年度別の見積金額を内訳として併記すること。

2 入札参加資格

本件入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

(1) 政令第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 平成30年鳥取県告示第519号（物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について）に基づく競争入札参加資格（以下「競争入札参加資格」という。）を有するとともに、その業種区分が事務用機器のパソコン類に登録されている者であること。

なお、本件入札に参加を希望する者であつて、競争入札参加資格を有していないもの又は当該業種区分に登録されていないものは、鳥取県競争入札参加資格審査事務取扱要綱（昭和40年1月30日付発出第36号）第5条第1項に規定する競争入札参加資格者名簿への登録に関する申請書類を令和2年11月17日（火）正午までに4の(2)の場所に提出すること。この際、本件入札に参加するための申請書類であることを、当該書類の提出と同時に4の(2)の場所に必ず連絡すること。

(3) 令和2年11月10日（火）から同年12月22日（火）（再度入札を行う場合にあつては、再度入札の開札日）までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成7年7月17日付発出第157号）第3条第1項の規定による指名停止措置を受けていない者であること。

(4) 令和2年11月10日（火）から同年12月22日（火）（再度入札を行う場合にあつては、再度入札の開札日）までの間のいずれの日においても、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てが行われた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てが行われた者でないこと。

(5) 本件調達公告に示した物品を自社で所有し（令和2年11月10日以降に取得する場合を含む。）、納入期限までに納入場所に納入することができる者であつて、当該物品の納入後、保守、点検、修理その他のアフターサービスを鳥取県の求めに応じて速やかに提供できるものであること。

(6) 鳥取県との協力・連携体制及び個人情報保護の体制を構築できる者であること。

3 契約担当部局

鳥取県立鳥取商業高等学校

4 入札手続等

(1) 入札手続等に関する問合せ先

〒680-0941 鳥取市湖山町北二丁目401

鳥取県立鳥取商業高等学校

電話 0857-28-0156

電子メール torisyo-h@mailk.torikyo.ed.jp

(2) 競争入札参加資格者名簿への登録に関する問合せ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220

鳥取県総務部総合事務センター物品契約課

電話 0857-26-7431

(3) 入札説明書の交付方法

入札説明書は、令和2年11月10日（火）から同年12月4日（金）までの日にインターネットのホームページ（<https://cmsweb2.torikyo.ed.jp/torisyo-h/>）から入手すること。ただし、これにより難しい者には、次により直接交付する。

ア 交付期間及び交付時間

令和2年11月10日（火）から同年12月4日（金）までの日（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法

律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の午前9時から午後4時55分までとする。ただし、令和2年12月4日（金）の交付時間は午前9時から正午までとする。

イ 交付場所

（1）に同じ。

（4）郵便等による入札

可とする。ただし、書留郵便（親展と明記すること。）又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの（親展と明記すること。）により、（1）の場所に送付すること。

（5）入札及び開札の日時及び場所

ア 日時

令和2年12月22日（火）午前10時。ただし、郵便等による入札書の受領期間は、同月21日（月）午後4時55分までとする。

イ 場所

（1）に同じ。

5 入札参加者に要求される事項

（1）本件入札は、紙入札により行うものであること。

（2）入札者は、入札書に件名及び入札者名を記入し、「入札書」と明記した封筒に入れ、密封して提出しなければならない。

（3）本件入札に参加を希望する者は、入札説明書で示す事前提出物を4の（1）の場所に令和2年12月4日（金）正午までに、郵便等又は持参の方法により提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

（4）入札参加者は、（3）の書類に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

6 入札保証金及び契約保証金

（1）入札保証金

本件入札に参加する者は、入札申込金額の100分の5以上の金額を鳥取県の指定する期日までに納付しなければならない。この場合において、鳥取県会計規則（昭和39年鳥取県規則第11号。以下「会計規則」という。）第124条において準用する会計規則第113条第1項に定める担保の提供をもって入札保証金の納付に代えることができる。

なお、鳥取県物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年鳥取県規則第106号。以下「調達手続特例規則」という。）第14条の規定により、入札保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

（2）契約保証金

落札者は、契約保証金として契約金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。この場合において、会計規則第113条第1項に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、調達手続特例規則第18条の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

7 その他

（1）契約手続において使用する言語、通貨及び時刻

日本語、日本国通貨及び日本標準時

（2）入札の無効

2の入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札、入札説明書に掲げる無効条件に該当する入札及び会計規則、本件調達公告又は入札説明書に違反した入札は、無効とする。

（3）契約書作成の要否

要

（4）落札者の決定方法

本件調達公告に示した業務を遂行できると判断した入札者であって、会計規則第127条の規定に基づいて作

成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを、落札者とする。

(5) 手続における交渉の有無

無

(6) その他

詳細は、入札説明書による。

8 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be leased: personal computers, 1 set

(2) December 4, 2020 noon: Time-limit for submission of documents for qualification confirmation

(3) December 22, 2020 10:00 AM: Time-limit for submission of tenders

(December 21, 2020 4:55 PM: Time-limit for submission of tenders by registered mail)

(4) Contact point for the notice : Tottori Prefectural Tottori Shogyo High School, 2-401 Koyamacho

Kita, Tottori-shi, Tottori 680-0941 Japan TEL : 0857-28-0156